

特別法人事業税の導入に係る 予定申告の経過措置について

平成31年度（令和元年度）税制改正により、令和元年10月1日以後に開始する事業年度より、地方法人特別税（国税）が廃止され、**新たに特別法人事業税（国税）が導入されました。**

これに伴い、**令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告**については、**下記の経過措置を講じることとなっております**のでお知らせします。

※ お送りしました申告書または納付書につきましても、当該措置に基づき税額を算出しております。

記

〈 経過措置内容 〉

税 目	経 過 措 置 内 容
法人事業税	前事業年度の法人事業税額（割ごと）÷前事業年度の月数× 6.3
特別法人事業税	前事業年度の法人事業税額（総 額）÷前事業年度の月数× 2.3
法人県民税 法人税割	前事業年度の法人県民税法人税割額× 1.9 ÷前事業年度の月数

【計算例】

前事業年度確定申告 (平成30年10月1日～ 令和元年9月30日)			特別法人事業税導入後最初の予定申告 (令和元年10月1日～ 令和2年9月30日)
税 目	税 額		
法人事業税	所得割	210,000 円	経過措置反映による予定申告税額 $210,000円 \div 12月 \times 6.3 = 110,200円$ $300,000円 \div 12月 \times 6.3 = 157,500円$ $250,000円 \div 12月 \times 6.3 = 131,200円$ 760,000円（前事業年度法人事業税合計額） $\div 12月 \times 2.3 = 145,600円$ $280,800円 \times 1.9 \div 12月 = 44,400円$
	付加価値割	300,000 円	
	資本割	250,000 円	
特別法人事業税	— (導入前のため税額なし)		
法人県民税法人税割	280,800 円		